

バイオグリッド・テストベッド実証実験 参加規約

2004年9月

(適用範囲)

第1条 本規約は、特定非営利活動法人バイオグリッドセンター関西（以下、「甲」という）が実施するバイオグリッド・テストベッド実証実験（以下、「本実験」という）に参加する者（以下、「乙」という）すべてに適用され、乙は、本実験への参加にあたって、本規約に同意し、その定めるところに従うものとする。

(本規約の変更)

第2条 甲は、乙の承諾を得ることなく、本規約を変更することがある。この場合には、本実験の実施条件は変更後の参加規約によるものとする。

2. 甲は、本規約を変更する場合は、事前に乙に通知するものとする。

(実証実験の目的)

第3条 本実験では、バイオ分野向けグリッド関連ソフトウェア及びデータベース等の産業活用を促進することを目的に、利用シーンの調査、サービス機能の技術と運用の検証等を実施する。

(実施期間)

第4条 本実験の実施期間は、平成16年10月1日から平成17年3月31日までの間で甲が定める期間とする。但し、甲の事情により、乙の承諾を得ることなく、本実験の実施期間を変更する場合がある。

(実証実験環境)

第5条 本実験では、甲が用意する実証実験用計算機環境及び甲が認める研究協力機関をグリッドネットワークで結んだ計算機環境を用いる。これらを総称して「テストベッド環境」という。

(参加申込の条件)

第6条 乙は、以下の条件を全て満たしていなければならないものとする。

- (1) 甲の正会員もしくは賛助会員であること。
- (2) 本実験の実施期間中に甲から依頼されるアンケートに回答することを承諾すること。

(参加申込の方法)

第7条 乙は、本規約に同意したうえ、甲の指定する利用申込書により本実験への参加申込手続きをするものとする。

(参加申込の承諾)

第8条 甲は、乙から前条による参加申込を受けた場合は、正当な理由がない限りこれを拒むことができないものとし、速やかに乙の参加を承諾するものとする。但し、参加申込み多数等の理由により、手続きに時間がかかる場合は、その旨、乙に通知するものとする。

(実験参加者が行う実証実験の終了手続)

第9条 乙は、自己の都合により本実験への参加を終了しようとするときは、甲の指定する連絡先へ連絡の上、所定の実験終了依頼書を用いて終了の手続きをとるものとする。

(甲が行う実証実験の終了)

第10条 甲は、乙が本規約に規定する事項に違反した時は、何らの通知催告なく、乙の本実験への参加を終了させることができる。

(ソフトウェア及びデータベースの利用)

第11条 乙は、甲の用意するテストベッド環境の下で、甲の用意するソフトウェア及びデータベースを利用することができる。

(実験参加者の遵守事項)

第12条 乙は、テストベッド環境の利用にあたって以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 甲の指導又は指示に従い、本実験が円滑に行われるよう協力すること。
- (2) 甲又は他の実験参加者のソフトウェア及びデータベースを毀損又は滅失させるおそれのあるソフトウェアを利用するなど、これらを毀損又は滅失させるおそれのある一切の行為をしないこと。
- (3) テストベッド環境下にあるソフトウェア及びデータベースをテストベッド環境外へ甲の許可なく持ち出さないこと。
- (4) テストベッド環境下にあるソフトウェアやデータベース等の資源を、甲の許可なく営利目的に使用しないこと。

(実験参加料金)

第13条 本実験への参加は無料とする。

(知的財産権等)

第14条 本実験に関し、乙が甲の要請により口頭又はアンケート等の書面により甲に回答又はコメントした内容等については、甲が自由に利用又は処分することができるものとする。

2. 乙が、テストベッド環境下にあるソフトウェア又はデータベースを利用して得られたデータに基づく知的財産権については、甲及び第三者の権利を侵害しない限りにおいて、乙に属するものとする。

(免責事項)

- 第15条 甲は、本実験及びテストベッド環境に起因して乙又は第三者において生じたあらゆる事故、不具合及び損害（直接損害、間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含むがこれに限られない）等に対して一切責任を負わないものとする。
2. 甲は、以下の事由により、乙に対し事前の通知を行うことなく、本実験の全部または一部を中断、停止又は中止することがあることを乙は予め承諾する。また、甲によるこの中断、停止又は中止の措置に対し、甲は一切の責任を負わないものとする。
- (1) 本実験を実施するためのシステムの定期的もしくは緊急な保守、故障対応又は更新を行う場合。
 - (2) 火災、停電、天災などの不可抗力により、本実験の実施が困難と甲が判断した場合。
 - (3) 本実験の継続が技術上著しく困難である、又は本実験のために用いるシステムを保守することが著しく困難である等、甲の業務の遂行上支障がある場合。
 - (4) その他、甲が本実験の実施が困難と判断した場合。
3. 乙が、自らの責任で用意したソフトウェア及び機器等の使用により発生したいかなる損害についても甲は一切の責任を負わないものとする。

(譲渡禁止)

- 第16条 乙は、本実験への参加に関する権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供するなど一切の処分ができないものとする。

(秘密保持義務)

- 第17条 甲及び乙は、本実験への参加により知り得た業務上又は技術上の秘密を、相手方の承諾なくして第三者に開示又は漏洩してはならず、本実験の目的以外に利用してはならない。

(損害賠償義務)

- 第18条 本実験への参加に際し、乙が甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙はこれらの損害を賠償する責を負う。

(有効期間)

- 第19条 本規約の有効期間は、第4条に定める本実験の実施期間とする。但し、第17条については本実験終了後3年間有効に存続するものとする。

以 上